

## 越生町果樹の生産拡充・苗木購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越生町における果樹の生産拡充を図るため、新たに果樹の苗木を植え付けし、管理育成する者に対し予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象となる事業は、町内に住所を有し、かつ、町税等を滞納していない農家（経営耕地面積10アール以上を町内で営む世帯または農産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった世帯）が梅・柚及び新規特産果樹の生産を目的として購入した苗木を農地に植え付け、常に良好な状態で管理育成する事業とする。ただし、同一年度内で一世帯1回限りとする。

(補助金額等)

第3条 町長は、予算の範囲内において、前条に規定する苗木の購入に要する経費について補助するものとする。

2 補助金額は、苗木の購入に要した費用の2分の1（べに梅を購入した場合にあつては3分の2）以内の額とし、20,000円を限度とする。ただし、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、越生町果樹の生産拡充・苗木購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、苗木を購入した日の属する年度末までに町長に提出しなければならない。

- (1) 苗木の植え付け場所への案内図
- (2) 苗木の購入費に係る領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の交付を決定し越生町果樹の生産拡充・苗木購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第6条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の申請に係る事項の変更をしようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ越生町果樹の生産拡充・苗木購入費補助金変更（中止）申請書

(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をしたときは、越生町果樹の生産拡充・苗木購入費補助金交付決定変更(取消)通知書(様式第4号)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 第5条の規定による通知を受けた者は、越生町果樹の生産拡充・苗木の購入費補助金請求書(様式第5号)を、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の請求を受けたときは、当該請求を行った者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) この要綱に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年要綱第14号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年要綱第15号)

この要綱は、平成26年4月10日から施行する。

附 則(平成28年要綱第4号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年要綱第17号)

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。